

3 関係市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長

二 緊急集団移転促進事業計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三 その他関係市町村等が必要と認める者

4 関係市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。

一次条第一項第一号に定める事項に係る同条第二項の協議 國土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者

二次条第一項第二号に定める事項に係る同条第二項の協議 都市計画（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者その他の國土交通省令で定める者

三次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議 当該事項に関し密接な関係を有する者とし

て農林水産省令で定める者

四 次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議 森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）及び林業に関し学識経験を有する者、関係市町村等を管轄する森林管理局長並びに農林水産大臣

五 次条第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林（同法第二十五条の二第一項又は第二項の規定により指定された保安林をいう。次条において同じ。）の解除に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 農林水産大臣

六 第四十四条第一項の協議 農林水産大臣

七 第四十四条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議 環境大臣

八 第四十四条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取をする場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第四十一条第五項又は第七項の協議 当該公共の用に供する施設を管理する者

九 第四十四条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画に

よる事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。) に係る第四

十四条第五項又は第七項の協議 当該土地改良事業計画による事業を行う者

十 第四十四条第四項第一号に掲げる事項 (都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。) に係る第四十四条第七項の協議 同法第三十二条第一項に規定する公共施設の管理者 (第四十四条において「公共施設管理者」という。)

十一 第四十四条第四項第一号に掲げる事項 (都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。) に係る第四十四条第七項の協議 同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

十二 第四十四条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

十三 第四十四条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 都道府県農業会議

十四 第四十四条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 森林及び林業に関し学識経験を有する者

5 第一項の協議を行うための会議（以下この節において単に「会議」という。）は、関係市町村長、関係都府県知事及び国土交通大臣並びに前二項の規定により加わつた者又はこれらの指名する職員をもつて構成する。

6 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、関係市町村長及び関係都府県知事その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 関係市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 協議会の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行うに当たつては、緊急集團移転促進事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

9 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（土地利用基本計画の変更等に関する特例）

第四十三条 第四十一条第二項第四号に掲げる事項には、緊急集團移転促進事業の実施に関連して行う次の

各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあつては都府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあつては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。以下この条において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る国土利用計画法第九条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項

二 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であつて、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止 当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域

三 都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更 当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

四 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域

五 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更 当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）及びその区域

内にある土地の農業上の用途区分

六 地域森林計画区域（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域

七 保安林の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあつては指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

八 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し 当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区

域

2 関係市町村等は、協議会が組織されている場合において、緊急集団移転促進事業計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣

二 前項第三号に定める事項（都府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 国土交通大臣

三 前項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 関係都府県知事（共同作成の場合を除く。）

四 前項第五号に定める事項 関係都府県知事（共同作成の場合を除く。）

五 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係

るものに限る。) 農林水産大臣

3 関係市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、緊急集団移転促進事業計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするとときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 國土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聞くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議すること。

二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聞くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

三 第一項第三号に定める事項 (都府県が定める都市計画(都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、

その同意を得ること。

四 第一項第三号に定める事項 (市町村が定める都市計画(都市計画法第十九条第三項に規定する都市計

画のうち市が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 関係都府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。

五 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 関係都府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）。

六 第一項第五号に定める事項 関係都府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。） 及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。

七 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び関係市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

八 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域（海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林を保安林として指定する場合に限る。） 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

九 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に

係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

十 第一項第八号に定める事項（漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。）

関係都府県の意見を聴くこと（共同作成の場合を除く。）。

十一 第一項第八号に定める事項（河川法第三条第一項に規定する河川に係る同法第六条第一項に規定する河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。） 当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

4 関係市町村等は、緊急集団移転促進事業計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を緊急集団移転促進事業計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、関係市町村等に、意見書を提出することができる。

6 関係市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）

の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第七号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。

7 関係市町村等は、緊急集団移転促進事業計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

一 第一項第三号に定める事項（都府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 都道府県都市計画審議会

二 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 市町村都市計画審議会（当該関係市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、関係都府県の都道府県都市計画審議会）

8 緊急集団移転促進事業計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八

条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

9 第一項各号に定める事項が記載された緊急集団移転促進事業計画が第四十一条第九項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

（緊急集団移転促進事業に係る許認可等の特例）

第四十四条 関係市町村等は、協議会が組織されている場合において、緊急集団移転促進事業計画に、当該土地利用方針に沿つて緊急集団移転促進事業を実施した場合には計画区域において二ヘクタールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

2 関係市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に

規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項又は前項の協議に係る土地利用方針が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、これらの規定の同意をするものとする。

一 関係市町村における南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適當であると認められること。

二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4 第四十一条第二項第四号に掲げる事項には、緊急集団移転促進事業の実施に係る次に掲げる事項（緊急集団移転促進事業計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

一 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可に関する事項

二 都市計画法第四十三条第一項の許可に関する事項

三 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認に関する事項

四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可を除く。）に関する事項

五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に関する事項

六 森林法第十条の二第一項の許可に関する事項

七 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項

八 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）第二十条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出に関する事項

九 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可に関する事項（関係都府県が管理する漁港に係るものに限る。）

十 港湾法第三十七条第一項の許可若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議又は同法第三十八条の二第一項の規定による届出若しくは同条第九項の規定による通知に関する事項

（関係都府県が管理する港湾に係るものに限る。）

5 関係市町村等は、協議会が組織されている場合において、緊急集団移転促進事業計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

一 前項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第一項から第三項までの国土交通大臣の認可又は承認に関する事項に限る。） 国土交通大臣

二 前項第八号に掲げる事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。）に係る許可又は届出に関する事項に限る。） 環境大臣

6 関係市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、緊急集団移転促進事業計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議

をしなければならない。

7 関係市町村等は、協議会が組織されている場合において、緊急集団移転促進事業計画に第四項各号に掲げる事項（第五項各号に掲げる事項を除く。）を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、関係都府県知事（次項第一号に掲げる事項にあつては、関係都府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

8 関係市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、緊急集団移転促進事業計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、関係都府県知事（次の各号に掲げる事項にあつては、関係都府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、関係都府県知事（第一号に掲げる事項にあつては、関係都府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。

一 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に關する事項に限る。） 公共施設管理者

二 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

三 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）当該公共の用に供する施設を管理する者

四 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行いう者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）当該土地改良事業計画による事業を行う者

五 第四項第四号に掲げる事項 都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

六 第四項第五号に掲げる事項 都道府県森林審議会

七 第四項第六号に掲げる事項 都道府県森林審議会

9 共同作成の場合において関係市町村等が緊急集団移転促進事業計画に第七項に規定する事項を記載しようとするとき、関係市町村が都市計画法第二十九条第一項に規定する指定都市等である場合において緊急集団移転促進事業計画に第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を記載しようとするとき、又は関係市町村等が公共施設管理者である場合において緊急集団移転促進事業計画に第四項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、これらの事項について第七項又は前項の同意を得ることを要しない。

10 関係都府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号に掲げる事項が都市計画法第三十三条（当該事項が市街化調整区域（同法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。以下この条において同じ。）内において行う開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）に係る許可に関する事項である場合においては、同法第三十三条及び第三十四条）に規定する基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

11 関係都府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第二号に掲げる事項が都市計画法第三十三条及び第三十四条に規定する基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

12 関係都府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事項に係る緊急集団移転促進事業が、関係市町村における南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るため当該関係市町村の区域内の市街化調整区域において実施することが必要であると認められる場合においては、前二項の規定にかかわらず、第四項第一号に掲げる事項にあつては都市計画法第三十三条规定する基準に、同項第二号に掲げる事項にあつては当該基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

13 前三項の規定は、関係市町村等が、第九項の規定により同意を得ないで緊急集団移転促進事業計画に第四項第一号又は第二号に掲げる事項を記載する場合について準用する。この場合において、前三項中「第七項又は第八項の同意をするものとする」とあるのは、「緊急集団移転促進事業計画に記載することができる」と読み替えるものとする。

14 関係都府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第四号又は第五号に掲げる事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

一 関係市町村における南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適

当であると認められること。

二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第四十五条 前条第一項又は第二項の同意を得た土地利用方針に係る緊急集団移転促進事業に関する事項（当該緊急集団移転促進事業を実施するため、農地を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため当該農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載された緊急集団移転促進事業計画が第四十一条第九項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該緊急集団移転促進事業に係る同法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があつたものとみなす。

2 次の表の上欄に掲げる事項が記載された緊急集団移転促進事業計画が第四十一条第九項の規定により公示されたときは、当該公表の日に当該事項に係る緊急集団移転促進事業の実施主体に対する同表下欄に掲げる許可、認可又は承認があつたものとみなす。

前条第四項第二号に掲げる事項	都市計画法第四十三条第一項の許可
前条第四項第三号に掲げる事項	都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認
前条第四項第五号に掲げる事項	農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可
前条第四項第六号に掲げる事項	森林法第十条の二第一項の許可
前条第四項第七号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	自然公園法第二十条第三項の許可
前条第四項第九号に掲げる事項	漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可
前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第一項の許可に限る。）	港湾法第三十七条第一項の許可

3 前条第四項第四号に掲げる事項が記載された緊急集団移転促進事業計画が第四十一条第九項の規定によ

り公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があつたものとみなす。

4 前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）が記載された緊急集団移転促進事業計画が第四十一条第九項の規定により公表されたときは、当該事項に係る緊急集団移転促進事業については、同法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議に係るものに限る。）が記載された緊急集団移転促進事業計画が第四十一条第九項の規定により公表されたときは、同法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議があつたものとみなす。

6 前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知に係るものに限る。）が記載された緊急集団移転促進事業計画が第四十一条第九項の規定により公表されたときは、同法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知があつたものとみなす。

（集団移転促進事業の特例）

第四十六条 関係都府県は、関係市町村から緊急集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができ。この場合における集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市町村」とあるのは「都府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成二十四年法律第 号）第四十六条第一項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならぬ」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

2 緊急集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号及び第七条第一号の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地（移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。）の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

（政令への委任）

第四十七条 第四十一条から前条までに定めるもののほか、緊急集団移転促進事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 緊急集団移転促進事業計画の実施に係る特別の措置

（届出対象区域内における建築等の届出等）

第四十八条 関係市町村は、計画区域のうち、緊急集団移転促進事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。